

## “NICEシステム” ご利用規約

### (目的)

**第1条** 本規約は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下「センター」という。）が運営するNICE電子申請システム（以下「NICEシステム」といいます。）の利用にあたって必要な事項を定めるものです。

### (用語の定義)

**第2条** 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) NICE電子申請システム  
センターが運用する確認検査の業務の申請書作成及びデータ送信のための申請ソフトです。これ以外に、申請書を添付することにより、適合証明や住宅性能評価等の申請も可能です。
- (2) WEB事前相談  
インターネットを利用してNICEシステムにアクセスし電子データにより事前相談を行うことをいいます。
- (3) 電子申請  
NICEシステムによりデータで本申請の手続きを行うことをいいます。
- (4) 利用者登録  
NICEシステムの利用に必要な利用者ID及びパスワードの発行のために、NICEシステムを利用して氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいいます。
- (5) 利用者  
NICEシステムを利用してWEB事前相談や電子申請を行う個人及び法人等をいいます。
- (6) 利用者ID  
利用者を特定するため、利用者登録時にセンターが付与する一意の符号をいいます。
- (7) パスワード  
利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。
- (8) 電子ファイル  
NICEシステムを利用して添付する書類をいいます。
- (9) 入力情報  
NICEシステムに入力した物件情報をいいます。

### (規約への同意)

**第3条** NICEシステムは、この規約に同意されていることを前提に提供するものとし、利用の前に必ず本規約の内容を確認いただき、この規約に同意できない場合には利用できないものとします。なお、NICEシステムを利用された方は、本規約に同意したものとみなします。

NICEシステムをご利用いただくためには、「センター友の会」への会員登録（会社ごとに1名以上）と「NICEシステム」の利用者登録をしていただく必要があります。

### (利用者の責任)

**第4条** 利用者は自己の責任と判断に基づき、NICEシステムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。

- 2 利用者は、NICEシステムを利用するために必要な機器及び環境をすべて自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとします。
- 3 利用者は、NICEシステムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
- 4 利用者は、NICEシステムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとします。ウイルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しませんが、常に最新のパターンファイルを適用することとします。

5 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更を行うものとします。

(利用可能時間)

**第5条** NICEシステムは、原則、24 時間 365 日 利用可能とします。ただし、保守・点検等により、利用者に事前通知をすることなく、本システムの一部又は全部を停止、休止、中断等を行うことができることとします。なお、センターの業務時間外、定休日等にご申請の場合は、受付日は翌営業日となります。

(禁止事項)

**第6条** NICEシステムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) NICEシステムをセンターへの申請以外の目的で利用すること。
  - (2) NICEシステムに対し、不正にアクセスすること。
  - (3) NICEシステムの管理及び運営を故意に妨害すること。
  - (4) NICEシステムに対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。
  - (5) 虚偽の利用者登録による利用者IDの取得及び当該利用者IDにより申請・届出手続を行うこと。
  - (6) 他人の利用者ID、パスワード等を不正に使用すること
  - (7) その他法令等に反すると認められる行為をすること。
- 2 利用者は、申請書記載事項等の補正に際し、センターの指導、指示に従わず、同じ内容の補正を何度となく繰り返すなど審査業務を停滞させる行為をしてはならない。

(利用の停止又は制限)

**第7条** センターは、利用者が前条各項のいずれかに該当する行為を行った場合又は行ったと疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者に事前に通知しNICEシステムの利用を停止又は制限することができることとします。但し、緊急を要する場合は、通知することなくNICEシステムの利用を停止又は制限することができることとします。

(システム使用可能文字)

**第8条** NICEシステムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

- (1) 半角英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用する。
- (2) 全角漢字は、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字を使用する。

(個人情報保護)

**第9条** センターが、NICEシステムを提供する上で知り得た利用者の情報、入力情報、電子ファイル及び利用履歴の取り扱いについては、センターが別に定める「個人情報保護規程」によることとします。

(お問い合わせ)

**第10条** NICEシステムの利用に関するお問い合わせの連絡先については、ホームページに示します。

(免責事項)

**第11条** センターは、利用者がNICEシステムを利用したことにより発生した利用者の損害および利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 2 センターは、NICEシステムの改修および運用の停止、休止または中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。
- 3 センターは、NICEシステムに障害が発生したときには、早急な復旧に努めますが、このことによって生じたいかなる損害に対しても、一切の責任を負わないものとします。

(著作権)

**第12条** NICEシステムに含まれるプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。NICEシステムに含まれるプログラム及

びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為及びリバースエンジニアリングを禁じます。

**(準拠法及び管轄)**

**第13条** 本規約は日本国法に準拠するものとします。

2 NICEシステムの利用に関して紛争が生じたときは、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**(本規約の変更)**

**第14条** センターは、必要があると認めるときは、利用者に対して事前に通知することなく、本規約を変更することができるものとします。

2 センターは、本規約の変更を行った場合には、速やかにセンターホームページに掲載するものとします。

3 前項の掲載後、利用者がNICEシステムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

**附 則**

この規約は、平成28年11月15日から施行する。

この規約は、令和5年9月27日から施行する。